

2 地域型保育事業 変更手続き早見表

◆指定様式あり △参考例あり □指定様式なし

変更内容	手続き	提出期限	変更日	事前協議		備考	掲載ページ
				対象	調書提出時期		
事業者(運営主体)自体の変更(事業譲渡等)	新規の認可・確認申請	事前申請 3か月前	原則 毎年4/1 例外 毎年10/1	○	前年7月末まで 当年5月末まで		31
類型変更(小規模保育B型→A型 等)	新規の認可・確認申請	事前申請 3か月前	原則 毎年4/1 例外 毎年10/1	○	前年7月末まで 当年5月末まで		31

変更内容	提出書類	提出期限	変更日	事前協議		備考	掲載ページ
				対象	調書提出時期		
認可定員・利用定員に関する変更	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業確認変更申請書・付表 ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) △運営規程(新・旧) △重要事項説明書(新・旧) ◆誓約書(保育士の欠格事由) ◆従業者の勤務体制及び勤務形態一覽表 ◆保育士等の履歴書 □保育士等の資格証明書(写)	事前届 3か月前	原則 毎年4/1 例外 5～11月の各月1日 12～3月の各月1日	○	前年7月末まで		32
				○	3か月前まで		
				○	前年7月末まで		
減少	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆特定地域型保育事業者利用定員減少届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) △運営規程(新・旧) △重要事項説明書(新・旧)	事前届 3か月前	随時(各月1日)	○	6か月前まで		33
内訳変更	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) △運営規程(新・旧)	事前届 3か月前	原則 毎年4/1 例外 5～11月の各月1日 12～3月の各月1日	○	前年7月末まで		34
				○	3か月前まで		
				○	前年7月末まで		

変更内容	提出書類	提出期限	変更日	事前協議		備考	掲載ページ
				対象	調書提出時期		
名称の変更	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) △運営規程(新・旧) △重要事項説明書・契約書(新・旧)	事前届 3か月前	随時	○			35
所在地の変更(地番変更)	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(28号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 □住居表示変更通知書(写)など △運営規程(新・旧) △重要事項説明書・契約書(新・旧)	事後届 変更後10日以内	随時				35
所在地の変更(移転)	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) △運営規程(新・旧) △重要事項説明書・契約書(新・旧) □図面(公図、土地の求積図)* ◆新旧図(案内図・配置図・平面図・立面図) ◆設備・備品等一覽表 □土地及び建物の登記事項全部証明書* □売買契約書、貸借契約書等(写)* □建物検査済証(写)* □防火対象物使用開始届(写)* □消防用設備等検査済証等(写)* □耐震診断報告書等(写)旧耐震の場合* □給食施設設置届(写) □特定給食施設開始届(写)又は給食施設開始届(写)	事前届 3か月前	原則 毎年4/1 例外 5～11月の各月1日 12～3月の各月1日	○	前年7月末まで 3か月前まで 前年7月末まで	*…移転後の土地建物について添付	36
設備の変更(用地拡大・減少建物改築・増築等)	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) □図面(利用計画図、公図、土地求積図) ◆新旧図(配置図・平面図・立面図) □土地及び建物の登記事項全部証明書 □売買契約書、貸借契約書等(写) □建物検査済証(写) □防火対象物使用開始届(写) □消防用設備等検査済証等(写) □耐震診断報告書等(写)旧耐震の場合	事前届 3か月前 ※保育室や屋外遊戯場等面積に変更がない場合1か月前	随時(定員変更を伴う場合は1日付)	○	3か月前まで(定員変更を伴う場合は、定員変更に定める提出時期)		39
※移転に伴う設備変更の場合「所在地の変更(移転)」							
※定員変更に伴う場合、定員変更手続き必要							
設備の変更(部屋割変更等)	◆家庭的保育事業等内容変更届出書(29号) ◆特定地域型保育事業者変更届出書 ◆変更調書 □理事会、取締役会等の議事録(写) ◆新旧図(平面図) □構造計算上問題ないことを証する書類	事前届 3か月前 ※保育室や屋外遊戯場等面積に変更がない場合1か月前	随時(定員変更を伴う場合は1日付)	○	3か月前まで(定員変更を伴う場合は、定員変更に定める提出時期)		43

変更内容	提出書類	提出期限	変更日	事前協議		備考	掲載ページ
				対象	調書提出時期		
事業所に関する変更	管理者の変更	事前届 3か月前	随時 (給付費に影響する場合は1日付)	○			45
	開所時間、保育提供時間の変更	事前届 3か月前	毎年4/1 例外 5~11月の各月1日 12~3月の各月1日	○ ○ ○	前年7月末まで 3か月前まで 前年7月末まで		46
	連携施設の変更	事前届 3か月前	随時 (給付費に影響する場合は1日付)	○			47
	運営規程の変更	事前届 3か月前	変更内容による	○	変更内容による		48
事業者に関する変更	名称の変更(商号変更)	事後届 変更後10日以内	随時				49
	主たる事務所の所在地・連絡先の変更	事後届 変更後10日以内	随時				50
	経営責任者(法人代表者等)の変更	事前届 1か月前	随時				50
	役員の変更	事後届 変更後10日以内	随時			*... 当該役員が登記されている場合に添付	51
	定款・寄附行為等、登記事項の変更	事後届 変更後10日以内	随時				51
	事業所の廃止・休止 確認の辞退	事前申請 3か月前	各月1日付	○	6か月前まで	3か月以上の予告期間必要	52

※事前協議対象外の変更の場合も円滑な手続のため事前相談を承っています。相談の際は事前協議用調書を使用ください。